

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年1月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年1月28日から同年2月17日まで縦覧に供する。

令和2年1月21日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市鬼無町土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 南部北地区	高松市創造都市推進局産 業経済部土地改良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東神内池西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北天満地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中谷上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦山地区	〃
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬ノ口地区	〃
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 市ノ坪2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三十六地区	〃